

「京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会」設置要領 新旧対照表

現 行	改正後
<p>(設 置) 第1条 京都府におけるスポーツ施設のあり方について、多角的観点から有識者の意見を聴くため、「京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。</p> <p>(委 員) 第2条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。 <u>2 委員は、スポーツ振興、行政経営等に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が選任する。</u></p> <p>(座 長) 第3条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 座長は、<u>会務を総理し、議長として懇話会の議事を運営する。</u> 3 座長に事故ある時又は座長が欠けたときは、委員の互選により代理者を定め、その職務を代行する。</p> <p>(会 議) 第4条 懇話会の会議は、座長が招集する。 2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会に専門的知識のある者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(部 会) 第5条 懇話会に、専門の事項を調査検討するため、部会を置くことができる。 2 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「懇話会」とあるのは、「部会」と、「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(懇話会の庶務) 第6条 懇話会の庶務は、文化環境部スポーツ生涯学習室が処理する。</p>	<p>(設 置) 第1条 京都府におけるスポーツ施設のあり方について、多角的観点から有識者の意見を聴くため、「京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。</p> <p>(委 員) 第2条 懇話会の委員は、<u>スポーツ振興、行政経営等に関し優れた識見を有する者20名以内とする。</u></p> <p>(座 長) 第3条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 座長は、<u>議長として懇話会の議事を運営する。</u> 3 座長に事故ある時又は座長が欠けたときは、委員の互選により代理者を定め、その職務を代行する。</p> <p>(会 議) 第4条 懇話会の会議は、<u>知事が招集する。</u> 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に専門的知識のある者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(部 会) 第5条 懇話会に、専門の事項を調査検討するため、部会を置くことができる。 2 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「懇話会」とあるのは、「部会」と、「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</p>
<p>(その他) 第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、<u>座長が別に定める。</u></p> <p>附 則 この要領は、平成22年11月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年6月16日から施行する。</p>	<p>(その他) 第6条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、<u>知事が別に定める。</u></p> <p>附 則 この要領は、平成22年11月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年6月16日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月 日から施行する。</p>